
規 則

高知県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月9日

高知県知事 瀨田 省司

高知県規則第85号

高知県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

高知県公害防止条例施行規則（昭和45年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「別記第9号様式による」を「別記第8号様式によるものとする」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事務処理の特例）

第7条 条例第26条の3第1項第14号及び第2項第18号の規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、前条の規定に基づく別に定める様式による届出の受理とする。

第8条を削る。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「**印**」を削る。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式 (第5条関係)

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

↑ 9.0センチメートル ↓

上記の者は、高知県公害防止条例第23条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

高知県公害防止条例 (抜粋)

(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙等を発生し、又は排出する工場又は事業場に立ち入り、帳簿書類、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第9号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県公害防止条例施行規則別記第9号様式は、この規則による改正後の高知県公害防止条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

◎ 高知県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則